

2022 年度保健事業実施要綱

はじめに

1. 2022 年度の事業内容について

事業内容変更がありますので、よく読んで利用してください。

(1) 変更する事業

Ⅲ-5.メンタルヘルスサポート

電話カウンセリングができます。

※Web カウンセリングは21年度にて終了しました。

2. 用語について

この「保健事業実施要綱【事業所用】」中で使用する各用語は以下を指します。

- ・事業所：当健保組合に加入している会社（被保険者が所属する各会社）
- ・被保険者：当健保組合に加入している社員（当健保組合の保険証の交付を受けている方）
- ・被扶養者：当健保組合の扶養認定を受けた家族（当健保組合の保険証の交付を受けている方）
- ・加入者：被保険者及び被扶養者
- ・保険者：健康保険事業の運営主体（団体）。健康保険組合の他、協会けんぽ、国民健康保険等を指します。

その他

健康保険事業運営にあたり、【事務連絡事項】を掲載していますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

住友理工健康保険組合

目 次

I. 特定健康診査・特定保健指導	2～4
II. 保健指導宣伝事業	4
III. 疾病予防事業	4～7
IV. 体育奨励事業	8
V. 契約保養所	8～9
VI. 貸付事業	9
VII. 個人情報の利用目的について	10
VIII. ホームページの案内	11

【申請用紙等】ホームページからダウンロードできます。

- ・人間ドック等予約完了連絡兼申込書
- ・がん検診補助額請求書
- ・2022 年度基本検査項目
- ・歯科健診補助額請求書
- ・特定健康診査受診券申込書

I. 特定健康診査・特定保健指導

I-1. 特定健康診査

(1) 実施の概要

特定健康診査(以下特定健診)は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により保険者(健康保険組合等)に実施を義務付けされた健診です。検査項目及び質問項目を満たしている健診であれば、特定健診を兼ねることができます。当健保組合では、以下のそれぞれの健診受診者を特定健診受診者として扱います。

実施主体	健診種別	被保険者	被扶養者
健保組合	人間ドック	○	○
	巡回健診(女性のみ)	△	○
	集合契約による特定健診	×	○
会社(事業所)	定期健康診断	○	×

※○印…受診可能且つ特定健診を兼ねることとなる健診

※△印…任意継続被保険者に限り受診可

※×印…受診不可

尚、健保組合が実施する健診はいずれかを、年度内1回のみ受診可能

(2) 対象者

以下の要件を全て満たす方

- ① 2022年4月1日時点の当健保組合の加入者(4月2日以降の加入ではない)
- ② 2022年度内に、40歳から75歳に到達する方
(1947年4月1日～1983年3月31日生まれの方)
- ③ 妊産婦、海外在住、長期入院中でない方

(3) 実施期間

2022年4月1日～2023年3月31日

(4) 受診回数

年1回

(5) 健診機関

- ① 人間ドックの契約健診機関(当健保組合ホームページ[「契約健診機関」](#)を参照)
- ② 集合契約に加入している健診機関
(当健保組合ホームページ[「特定健診等実施施設検索システム」](#)参照)
- ③ 巡回健診委託機関…株式会社あまの創建

(6) 検査項目

[「基本検査項目」](#)参照

(7) 一部負担額

基本検査項目を受診した場合はなし。基本検査項目以外を受診した場合は3,000円を超えた額。但し、人間ドックを受診した方は人間ドック健診料の自己負担として3,000円、巡回健診を受診した方は巡回健診の自己負担として5,000円。

(8) 受診方法

■人間ドックを受診する場合

→ 5頁以降参照。

■集合契約の健診機関で受診する場合

- ① [「特定健康診査\(集合契約\)受診券申込書」](#)を健保組合へ提出してください。受診券を発行致します。
- ② 受診券が手元に届きましたら氏名、フリガナが記載されているか確認し、記載がない場合は記入してください。受診券裏面の住所欄に必ず住所を記入してください。
- ③ かかりつけの病医院や近所の健診機関等で受診する場合は、「集合契約による特定健診」の実施の有無、受診方法(実施時間等)等を確認して予約してください。
(一部予約不要の健診機関もあります。)

- ④受診券と被保険者証を窓口にご提出ください。
- ⑤健保補助額を超えた金額を窓口にてお支払いください。
- ※集合契約で意味が通じない場合、「健保組合加入者で受診券が必要なタイプの特定健診は受けられますか。」と聞いてください。
- ※健保連本部のホームページ(<https://www.kenporen.com/>)から実施機関リストを確認いただくこともできますが、更新タイミングにより、内容が実際と異なることがあります。必ず実施機関への直接確認も行ってください。

検索方法

[健保連本部](#)のトップ画面左下「[特定健診等実施機関リスト](#)」を選択。
「パスワード入力画面」から健保組合名「住友理工」、保険者番号「06231542」を入力。
集合契約 A または B を選択し検索してください。
(A は健診機関、B は開業医中心の契約形態です。どちらも受診可能です。)

- ※A、B 契約どちらにするか確認を求められた場合、「A」でお願いしてください。
- (9)質問票の提出
特定健診は、受診時に国が定めた質問票を提出していただく必要があります。質問票の提出先は下記のとおりです。
- ①人間ドックを受診する方
人間ドック受診時に健診機関へ提出(用紙は健診機関から配付)
- ②定期健康診断を受診する方
定期健康診断受診時に事業所へ提出(用紙は事業所から配付)
- ③集合契約による特定健康診査を受診する方
受診時に健診機関へ提出(用紙は健診機関から配付)。
- (10)健診結果の通知
特定健康診査の結果は、受診した健診機関から受診者に通知されます。
- (11)特定健診結果の事業所への提供
被保険者が受診した人間ドック等から、当健保組合が特定健診結果としてデータ化した情報は、事業所から労働安全衛生法に基づく社員への安全配慮義務に役立てる目的で提供を依頼された場合には、これを提供するものとします。
※提供データ項目は、特定健診及び質問票項目、階層化・メタボ判定、医師の所見等(国が定める報告項目)です。

I-2. 特定保健指導

特定健診の結果をもとに、メタボリックシンドロームの程度とリスク要因(腹囲、BMI、血糖、脂質血圧及び喫煙歴等)の数により階層化し、その結果から「動機付け支援」、「積極的支援」に該当した人を実施します。

- (1)対象者
- ①情報提供
巡回健診を受診したことにより特定健康診査を受診した被保険者及び被扶養者
- ②動機づけ支援・積極的支援
階層化の結果、それぞれに該当する被保険者及び被扶養者
※特定保健指導対象者の中から、更に選定させていただいた方へ実施
- (2)実施期間
2022年4月1日～2023年3月31日
- (3)実施方法
健診実施機関及び特定保健指導実施業者に委託し、専門スタッフ(保健師、看護師、管理栄養士等)の指導のもと電話・メール・面談などにより、動機付け支援は原則1回、積極的支援は3ヵ月以上、複数回の支援を行います。

(4) 必要情報の提供と入手

健康保険組合は特定保健指導委託業者へ特定保健指導対象者情報を提供し、また、対象者の勤務地、連絡先等保健指導に必要な情報を事業所から提供していただきます。

II. 保健指導宣伝事業

II-1. 機関紙「健保だより」の Web 配信

- (1) 対象者 全被保険者・被扶養者
- (2) 配信予定時期 4月、8月、12月
- (3) 公開方法 健保ホームページ、PepUp で発行を通知

II-2. 冊子「社会保険の知識」の配付

- (1) 対象者 2022 年 4 月入社の新入社員
- (2) 配付時期 4月
- (3) 配付方法 新入社員教育時に配付

III. 疾病予防事業

III-1. 巡回健診(女性限定)

- (1) 対象者(人間ドック、特定健診を受診した(する)者を除く。)
 - ① 2023 年 3 月 31 日現在 20 歳以上(2003 年 4 月 1 日以前生まれ)の被扶養配偶者
 - ② 65 歳以上(1958 年 4 月 1 日以前生まれ)の被扶養者
 - ③ 任意継続被保険者
- (2) 実施機関
健康保険組合が委託する巡回健診機関
- (3) 実施時期と受診場所
巡回家族健診委託業者が、2022 年度に企画する健診日と受診場所
(健診日と受診場所は 2022 年 5 月～7 月に自宅に送付する案内書に記載)
- (4) 受診回数
年 1 回(人間ドックまたは特定健診を受けられる(受けた)方は受けられません。)
- (5) 検査項目
「2022 年度基本検査項目」を参照
- (6) 受診者の一部負担金
一律 5,000 円(受診日当日に受付で支払い。)
- (7) 受診方法
5 月中旬～7 月上旬頃に巡回健診委託業者から送付される案内に基づき、ハガキ、インターネット、電話により申し込み、指定の日時及び場所に出向き受診します。

III-2. 人間ドック

(1) 健診の種類と内容

種 類	日帰りドック	脳ドック
対象者	注 1) 20 歳以上の 被保険者・被扶養者	注 2) 40 歳以上の 被保険者・被扶養者
自己負担額	3,000 円	5,000 円
検査内容	人間ドック検査項目	頭部 MRI・MRA
健診機関	契約健診機関	契約健診機関

注 1) 集合契約による特定健診、及び巡回健診を受診する(受診した)者を除く。
年齢は 2023 年 3 月 31 日現在

注2) 年齢は2023年3月31日現在

(2)実施期間

2022年4月1日～2023年3月31日

(3)受診回数

年1回

(4)健診機関

契約健診機関とは

※健康保険組合連合会が契約している健診機関及び直接契約している健診機関(当健保組合ホームページ[「契約健診機関」](#)を参照)

(5)検査項目

①「2022年度基本検査項目」を参照

②オプション検査、追加検査を受けた場合(胃内視鏡検査、HCV抗体検査、腫瘍マーカー検査、骨粗鬆症検査など)は自己負担となります。

但し、上部消化管X線検査を内視鏡検査に変更した場合、差額は自己負担となります。

(6)受診方法

①受診を希望する方は、各自に健診機関に予約した後、[「人間ドック等予約完了連絡兼申込書」](#)に記入し、必ず受診日の2週間前までに健保組合へ提出してください。健診機関への予約はご自分で行ってください。但し、海外駐在などで予約が困難な場合は、健保組合に相談ください。受診日を変更する場合、受診をキャンセルする場合は、すみやかに[健診機関と健保組合に連絡](#)してください。

②健診機関から受診案内等が送付されてきますので、指示に従って受診してください。

③受診後、健診機関から検査結果の説明を受け、必要に応じて保健指導等を受けてください。
又、「再検査」「要精密」「要治療」と判定された場合、健診機関に相談のうえ、必要に応じて医療機関を受診してください。

(8)健診料の支払いと自己負担金

健保組合が、健診料全額を健診機関へ支払い後、自己負担金の額を被保険者の方へ通知します(被扶養者分を含む)。すみやかに「健保組合指定口座」にお振込みください。

<住友理工健康保険組合指定口座> 振込手数料は、受診者の負担です。

●振込先銀行:大垣共立銀行 小牧支店

●口座番号:普通預金 87944

●口座名義:住友理工健康保険組合

※自己負担金を給与から天引きしている事業所もあります。被保険者は、予め自分の所属する事業所の給与天引きの有無をご確認ください。

(9)健診結果の受取(契約機関で受診した場合)

健保組合は、受診者の保健指導および健康管理のため、健診機関から直接健診結果の提供を受けます。

Ⅲ-3. がん検診の補助

■個人で受診するがん検診

(1) 検診の種類と内容

項 目	子宮がん検診	乳がん検診
対 象 者	20歳以上の被保険者及び被扶養配偶者	20歳以上の被保険者及び被扶養配偶者
検査項目	子宮頸部細胞診検査	超音波検査・X線検査(マンモグラフィ)のいずれかまたは全部
補 助 額	上限3,000円	上限5,000円

項 目	肺がん検診	前立腺がん
対 象 者	19 歳以上の被保険者及び被扶養者	50 歳以上の被保険者及び被扶養配偶者
検査項目	肺ヘリカルCT	PSA検査
補 助 額	上限8,000円	上限2,000円

※年齢は 2023 年 3 月 31 日現在

※市町村でがん検診の補助がある場合および健康保険で受診した場合は、補助の対象になりません。

(2)実施期間

2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月末日

(3)受診回数

年 1 回(各検診ごと)

(4)検査機関

人間ドック契約健診機関または任意の健診機関、医療機関

(5)補助額

各検診の補助額は上記(1)のとおり。

但し、市町村のがん検診の補助を受けている場合、保険診療で検査を受けた場合は、補助の対象となりません。

(6)受診方法

①各自で健診機関に予約し、受診してください。

②受診後、健診機関による検査結果の説明を受けてください。「再検査」「要精密」「要治療」と判定された場合、健診機関に相談のうえ、必要に応じて医療機関を受診してください。

(7)検査料の支払い

①契約、契約外を問わず当日検査終了後、検査料を全額支払い、受診者個人名宛で領収書の交付を受けてください。

②後日、「[がん検診補助額請求書](#)」に記入の上、必ず領収書原本(受診者個人名宛)と検査結果の写しを添付し、健保組合に提出してください。内容を確認したうえで、受診者の指定した口座に補助額を振込みます。

(ア)がん検診の補助額請求書は 2023 年 4 月 8 日までに提出をお願いします。提出期限を過ぎると支払いができません。

■事業所の定期健康診断と同時に受診する検診

(1)検診の種類と内容

項 目	胃がん検診	大腸がん検診
対 象 者	30 歳の被保険者限定	希望する被保険者
検査項目	ABC検査のみ	便潜血検査(2日法)
補 助 額	全 額	全 額

※年齢は 2023 年 3 月 31 日現在

Ⅲ-4. 歯科健診

診療所型歯科健診

(1)対象者

被保険者・被扶養者(19 歳以上)

(2)実施内容

歯科医による歯の健康状態点検、ブラッシング指導

【歯科健診センター】(国内全国)

歯科健診センターでの歯科健診

(自己負担金)なし

(実施期間)年度内いつでも可能 ・1 歯科医院につき 1 人 1 回

(実施方法)・歯科健診センター契約の歯科医院で、歯科健診を受診

- (サイトアドレス)<http://www.ee-kenshin.com/m/flow1/>
- 【東海地区 4 県歯科医師会歯科健診】(愛知・岐阜・三重・静岡)※新規
愛知・岐阜・三重・静岡 4 県の歯科医師会と契約の歯科医院で歯科健診を受診
(自己負担金)なし ※治療に進んだときの治療費は自己負担
(実施期間)2022 年 4 月～ 9 月 に 1 人 1 回のみ
10 月～23 年3月 に 1 人 1 回のみ 1 人通算 2 回/年
(実施方法)4 県歯科医師会契約の歯科医院で、歯科健診を実施
(サイトアドレス)<http://dental-checkup.site/>
- 【歯科健診補助制度】
歯科健診センター、東海地区 4 県歯科医師会と契約のない歯科医院での歯科健診に限ります
(自己負担金)上限 3,000 円
(実施期間) 年度内 1 回まで
※歯科健診センター、東海地区で歯科健診を年度内に受診したときは不可
(実施方法)「歯科健診補助額申請書」に領収書(原本)添付して請求してください。

Web歯科問診

- (1)対象者
被保険者・被扶養者
- (2)実施内容
Web 歯科問診
【ハミエル】※新規(2020/12～)
Web 歯科問診
(自己負担金)なし
(期間)年度内いつでも可能
(実施方法)Web にて歯科問診に答えることで口腔リスクを提供
(サイトアドレス)<https://hamieru.com/d/srkenpo>
※歯科面談に進んだときは自己負担となります。

Ⅲ-5.メンタルサポート

- (1)対象者 被保険者
- (2)実施期間
2022 年 4 月 1 日～2023 年 2 月末日
- (3)補助内容
電話カウンセリング
フリーダイヤル:0120-556-919(携帯電話からもご利用いただけます。)
●話を聴いてほしいときに、お気軽にお電話ください。
月～金曜 9:00～22:00 土曜 10:00～22:00
日曜・祝日・年末年始(12/29～1/4)は除く
●匿名でご相談いただけます。
●ご利用対象者は、被保険者ご本人のみです。
●回数制限はありません。
- (4)委託機関
SOMPOヘルスサポート株式会社
- (5)自己負担金
なし

IV. 体育奨励事業

IV-1. [健康ポータルサイト\(Pep Up\)](#)を利用した健康促進・体育奨励事業

- (1)対象者 被保険者
- (2)実施時期 2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日
- (3)内容
 - ・健康診断結果、経年変化、健康年齢を認識することで健康管理を促します。
 - ・健康関連の配信記事を提供し、健康意識を高めます。
 - ・ウォーキングラリーの開催、全国のアクティビティクーポンを提供し、運動するきっかけを提供します。
 - ・健康ポイントを付与し、運動習慣を継続し、健康になることでインセンティブを提供します。

IV-2.RIZAP法人会員サービス

- (1)対象者 被保険者・被扶養者
- (2)内容 入会金無料
- (3)申込方法 専用サイトでの入会申込み
(サイトアドレス)

https://www.rizap.jp/lp/corp/health/01/?bid=192&first=houjin&second=sumitomoriko-kenpo&offer=admissionfee_0_190822

IV-3.ルネサンス法人会員サービス

- (1)対象者 被保険者・被扶養者
- (2)内容 法人契約での割安な提供、特別イベントの招待
- (3)申込方法 専用サイトでの入会申込み
(サイトアドレス)

<https://hpmgt.s-re.jp/840011646321>

V. 契約保養所

被保険者と被扶養者の心身の保養のため、リゾートホテルと利用契約を結んでいます。

(1) 利用可能施設

施設名	郵便番号	電話番号	所在地
エクシブ那須白河	961-8901	0248-25-8111	福島県西白河郡西郷村大字熊倉字雀子山 3
エクシブ山中湖	401-0502	0555-65-9000	山梨県南都留郡山中湖村平野 562-12
エクシブ箱根離宮	250-0404	0460-85-0111	神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下 112-2
エクシブ湯河原離宮	259-0314	0570-30-1111	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 631-1
エクシブ初島クラブ	413-0004	0557-67-3000	静岡県熱海市初島 800
エクシブ伊豆	413-0231	0557-51-0001	静岡県伊東市富戸 1317-5243
エクシブ軽井沢	389-0115	0267-46-3331	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字東かじか沢 23-1
エクシブ蓼科	391-0301	0266-71-8111	長野県茅野市蓼科高原北山 4035
エクシブ浜名湖	431-1207	053-488-0111	静岡県浜松市西区村櫛町字志津ノ前 4620
エクシブ鳥羽	517-0021	0599-26-4411	三重県鳥羽市安楽島町字ニエ 212-1
エクシブ鳥羽アネックス	517-0021	0599-26-4400	三重県鳥羽市安楽島町字ニ地 169-2
エクシブ鳥羽別邸	517-0021	0599-21-2666	三重県鳥羽市安楽島町字ニエ 212-8
エクシブ琵琶湖	521-0004	0749-52-6111	滋賀県米原市磯 1477-2

エクシブ京都八瀬離宮	601-1254	075-707-2888	京都市左京区八瀬野瀬町 74-1
エクシブ有馬離宮	651-1401	078-907-4111	神戸市北区有馬町 1666-11
エクシブ白浜	649-2334	0739-42-2522	和歌山県西牟婁郡白浜町才野字西山 1670-76
エクシブ白浜アネックス	649-2334	0739-43-0101	和歌山県西牟婁郡白浜町才野字西山 1670-74
エクシブ淡路島	656-0023	0799-23-3300	兵庫県洲本市小路谷字古茂江 1275-3
エクシブ鳴門	771-0376	088-683-8111	徳島県鳴門市北灘町折野字上三津 167-3

施設名	郵便番号	電話番号	所在地
サンメンバーズ ひるがの	501-5301	0575-73-2221	岐阜県郡上郡高鷲村大字ひるがの 4670-361
サンメンバーズ 京都嵯峨	616-8304	075-882-5194	京都府京都市右京区嵯峨広沢南野町 27-1
サンメンバーズ 神戸	651-0056	078-251-1381	兵庫県神戸市中央区熊内町 27-1
リゾートピア熱海	413-0012	0557-83-5959	静岡県熱海市東海岸町 13-93
リゾートピア久美浜	629-3422	0772-83-1380	京都府熊野郡久美浜町字湊宮小字空下 1302-2
リゾートピア別府	874-0831	0977-25-2111	大分県別府市堀田 7 組の 1

(2) 利用対象者

- ① 被保険者及び被扶養者、被扶養者でない親等内の家族(親、子など)
- ② ①以外の者

(3) 利用料

- ① 上記①の者は各施設の会員利用料金
- ② 上記②の者は、会員利用料金とは別に1泊につき1人1,000円を健保組合へ支払う

(4) 申込(予約)方法

申し込み可能期間は、利用日の1か月前～3日前までとなります。

●FAX予約

予約申込書に必要事項を記入し、リゾートトラスト名古屋予約センターへFAXする。
 リゾートトラスト名古屋予約センター FAX番号:052-218-8744

●インターネット予約

[リゾートトラスト](#)にアクセスし、専用IDとパスワードでログイン後必要事項を入力する。

専用ID:SRK00001 パスワード:保険者番号(06231542)

(5) 利用にあたっての注意事項

- ① 食事は、朝・夕食とも必ず申込みをしてください。
- ② 宿泊当日は、予約確認書(予約番号が記載されている回答書。e-mailの場合はプリントアウトすること。)を提示してください。
- ③ 被保険者以外の方の予約は取り消しされる場合がありますので、必ず被保険者が申し込みしてください。(部外者のみの利用は不可)
- ④ 予約を変更・キャンセルする場合は、リゾートトラスト名古屋予約センター(Tel:052-310-2220)へ連絡してください。
 基本的に1週間前(時期によっては2週間前)からキャンセル料が発生します。

VI. 貸付事業

VI-1. 高額医療費資金の貸付

(1) 貸付対象者

被保険者及び被扶養者で高額療養費の支給を受ける見込みがあり、医療費の請求を受けた方または支払った方(但し、公費負担のある方は該当しません)。

(2) 貸付額

高額療養費支給見込み額の8割(1,000円未満は切捨て)

※窓口負担額のうち高額療養費相当額の8割を貸し付けます。

※高額療養費については、健保組合ホームページを参照してください。

(3) 申込み及び手続き

高額医療費資金貸付申込書に費用の内訳のある請求書または領収書の原本を添付し、健保組合に提出してください。

※「限度額適用認定証」をご利用ください

医療費が高額になる方は、支払い時に窓口負担額から高額療養費相当額が直接控除される、「限度額適用認定証」をご利用ください。貸付より手間が少なく済みます。

(申請書は健保組合ホームページよりダウンロードできます)

VI-2. 出産費資金の貸付

(1) 貸付対象者

妊娠4ヵ月(85日)以上で医療機関に一時的な支払いが必要になった被保険者または被扶養者

(2) 貸付額

出産育児一時金の8割

(3) 申込み及び手続き

出産費資金貸付申込書に「妊娠4ヵ月(85日)以上であることが確認できる書類(母子健康手帳の写し等)」添付し、健保組合に提出してください。

※通常は「直接支払制度」をご利用ください。

健保組合から出産育児一時金を、直接医療機関へ支払うことにより、出産時の窓口負担額を軽減する「直接支払制度」があります。通常はこちらの制度をご利用ください。医療機関との合意手続のみ(健保組合への手続不要)で、貸付より手間も少なく済みます。(但し、医療機関が対応しているか事前にご確認ください)

※医療機関が直接支払制度に対応していない場合、医療機関が被保険者に代わって出産育児一時金を受け取ることができる「受取代理制度」がありますのでご利用ください。

※「直接支払制度」、「受取代理制度」をご利用にならない場合で、貸付が必要な場合に出産費資金貸付制度をご利用ください。

※直接支払制度については、健保組合ホームページを参照してください。

VII. 個人情報の利用目的について

当健保組合では、「個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)」に基づき、個人情報保護に取り組んでいます。(詳細はホームページに掲載)

保健事業実施にあたっては被保険者及び被扶養者の健康の保持増進を図るために個人情報を利用するもので、それ以外の目的では利用いたしません。なお、事業所及び被保険者や被扶養者の方々も個人情報保護法をご理解いただき、「申込書」「補助額請求書」などの提出及び添付書類の取扱いについては、十分配慮し、健保組合に送付くださいますようお願いいたします。個人情報の取扱いに関する苦情については窓口(健保組合)にお問合せください。

個人情報の取扱いに関する苦情窓口

住友理工健康保険組合

常務理事: 森 田(もりた) 事務長: 藤 本(ふじもと)

TEL (0568)77-3514 または 内線 8-10-4060

VIII. ホームページのご案内

健康保険のしくみや保健事業などが詳しく掲載されています。健保だよりを公開しています。
また、各種届出や人間ドック申込書などの申請書がダウンロードできます。

アドレス <https://www.sumitomoriko-kenpo.or.jp>

その他

【 ご連絡事項 】

- ・ 被保険者・被扶養者の居住地変更届の提出について
健康保険組合からの送付物が健康保険組合に登録している居住地に送付しても届かない場合があります。居住地が変更になったときは、速やかに届出するよう被保険者に周知をお願いします。
- ・ 健康診断及びがん検診にかかる結果等の提供について
特定健診受診率向上や保健指導の目的のために、下記の健康診断等の情報を利用いたします。保健事業を有効活用するためには、健康診断等の情報を活用します。
 - 特定健康診査の結果(電子的な標準記録様式での提供)
※高齢者の医療の確保に関する法律第 27 条及び厚生労働省から平成 20 年 1 月、平成 24 年 5 月、平成 30 年 2 月に「特定健診等の実施」に関する協力依頼が発信されています。
 - 健康診断(40 歳未満の被保険者)の結果 (電子的な標準記録様式での提供)
 - 胃がん検診の結果
 - 大腸がん検診の結果
 - 検診受診者の氏名、被保険者証の記号と番号(請求書に記載可)